

豊川市食育推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条の規定に基づく豊川市食育推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、豊川市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の代表者又は市民団体等からの推薦を受けた者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から委嘱又は任命した日の属する年度の末日までの期間とする。

(会長)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の事務を処理するため、事務局を産業環境部農務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運用に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。